

湖 人 第 2 1 号
令和 8 年(2026 年) 5 月 15 日

行政事務学区統括委員 様
行政事務取扱委員 様

湖南市長 松浦 加代子
(公 印 省 略)

2026 年度部落解放・人権政策確立要求びわこ南部地域実行委員会
第 36 回定期総会への参加について (依頼)

日頃は、本市人権行政に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、湖南市地域代表者会議が加入されておられます標記実行委員会から、定期総会の参加依頼がありましたので、ご参加いただける方は、5 月 20 日 (水) までに、湖南市人権擁護課へ報告をお願いいたします。

記

1. 交通手段について

・当日、湖南市役所東庁舎及び石部老人福祉センター前からバスが出ますので、別紙参加者報告書のバス利用欄に乗車希望の有無、乗車される場合は乗車地を○で囲んでください。集合場所は裏面の地図をご確認ください。

東庁舎南側職員駐車場 午後 0 時 15 分出発

石部老人福祉センター前 午後 0 時 30 分出発

・バスに乗車されない場合は、別紙会場地図を参照ください。なお、多数の来場により駐車場の混雑が予想されます。乗り合わせでの来場にご協力ください。

2. 定期総会参加票について

同封の定期総会参加票は、総会の当日に受付までご持参ください。

【報告先】

湖南市総務部 市民生活局 人権擁護課

人権対策係 担当：小林

〒520-3288 湖南市中央一丁目 1 番地 (東庁舎 1 階)

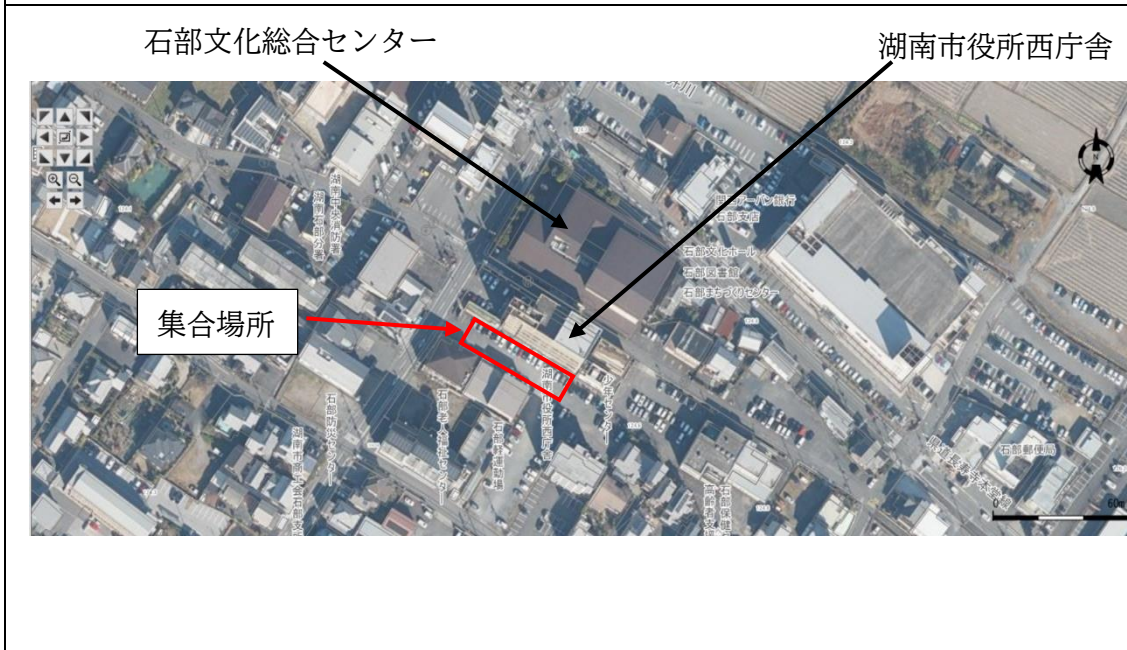
TEL:0748-71-2322 FAX:0748-72-3788

メールアドレス：jinken@city.shiga-konan.lg.jp

東庁舎（午後0時15分出発）



石部老人福祉センター前（午後0時30分出発）



湖南省人権擁護課（市役所東庁舎 1 階） 小林あて
 メールアドレス：jinken@city.shiga-konan.lg.jp
 FAX：0748-72-3788

部落解放・人権政策確立要求びわこ南部地域実行委員会第 36 回定期総会
 5 月 23 日（土） 守山市民ホール

出席報告書

出席者氏名 (電話番号)	*バス乗車の有無をチェックしてください。	備考
(- -)	<input type="checkbox"/> 乗車しない <input type="checkbox"/> 乗車する（乗車場所を○で囲んでください） （ 東庁舎 ・ 石部老人福祉センター ）	
(- -)	<input type="checkbox"/> 乗車しない <input type="checkbox"/> 乗車する（乗車場所を○で囲んでください） （ 東庁舎 ・ 石部老人福祉センター ）	
(- -)	<input type="checkbox"/> 乗車しない <input type="checkbox"/> 乗車する（乗車場所を○で囲んでください） （ 東庁舎 ・ 石部老人福祉センター ）	

※手話通訳、要約筆記を利用される方、また車いすでお越しの方などは、その旨を備考欄に記入してください（記載例：「手話通訳利用」、「要約筆記利用」、「車いすで来場」など）

上記のとおり 2026 年度第 36 回定期総会への出席を報告します。

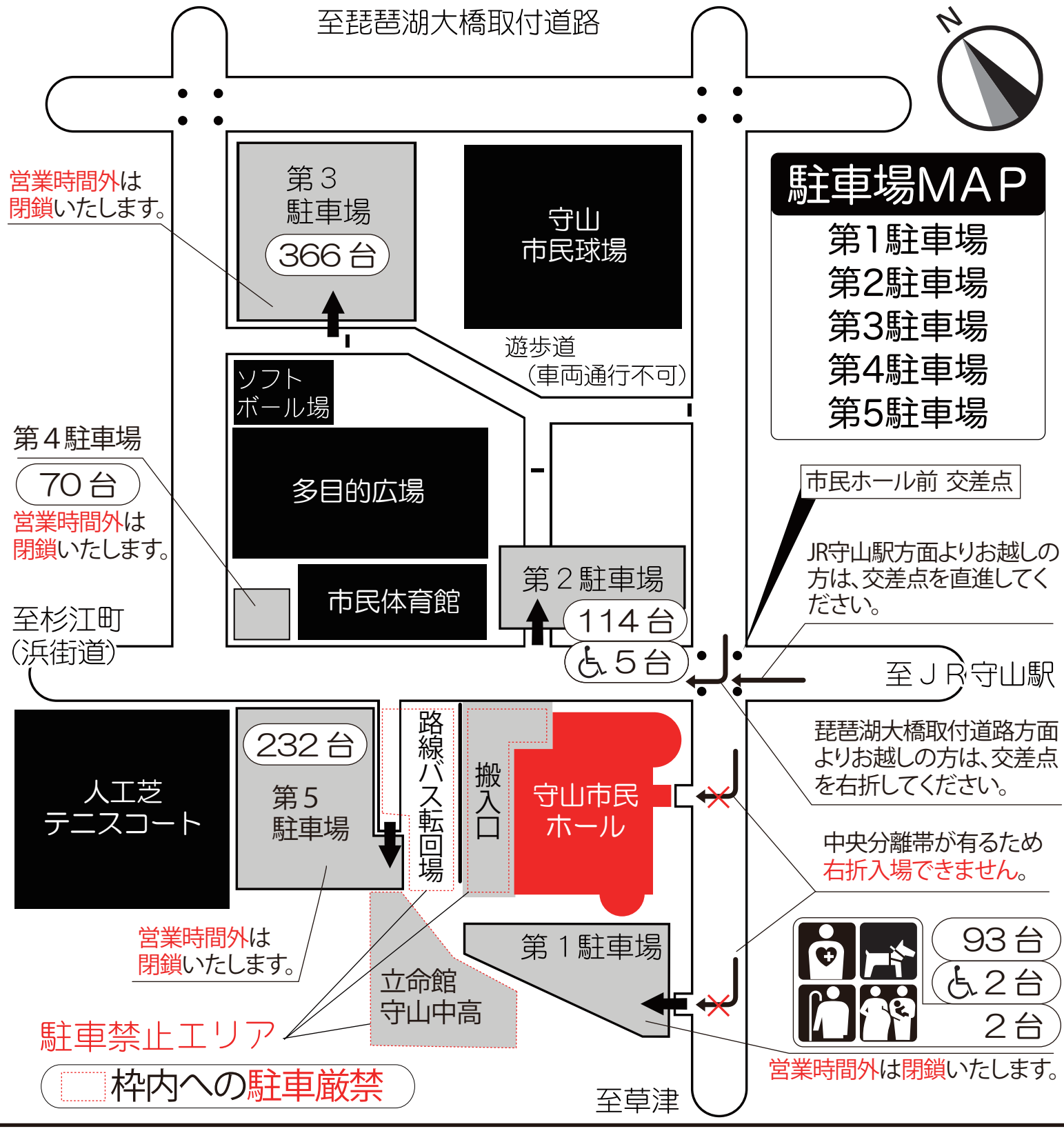
2026 年 月 日

団体名 _____

報告者 _____

電話番号 _____

守山市民ホール周辺駐車場



- ◎会場周辺の駐車スペース及び駐車台数は限られております。
- ◎施設の利用状況により駐車が困難な場合がございます。
- ◎守山市民ホール及び守山市民運動公園施設利用者の為の駐車場です。施設利用者以外の駐停車はご遠慮願います。
- ◎駐車禁止エリア等への駐車によるトラブルが頻発しております。禁止エリアへの駐車・停車は絶対にしないで下さい。
- ◎駐車スペース確保困難や周辺道路混雑における交通事情等により生じた損失(入場制限・途中入場など)に関して事業団は一切の責を負いません。
- ◎駐車場は記載内容以外に状況等により事前告知なしに「開放・閉鎖」等を行う場合があります。
- ◎基本的に普通車専用の駐車場となっております。バス・トラック等大型車を駐車する場合には事前にご連絡・ご相談をお願い致します(確保できない場合もございます)。

申込
不要参加費
無料

部落解放・人権政策確立要求

びわこ南部地域実行委員会 第36回定期総会・記念講演

日時：2026年5月23日(土) 13:30～16:00

場所：守山市民ホール 大ホール
守山市三宅町125番地

対象：どなたでもご自由に参加ください

受付開始 13:00
定期総会 13:30～14:30
記念講演 14:40～16:00

記念講演

「日野町事件から再審 制度について考える」

かもしだ
弁護士 鴨志田
ゆみ
氏 祐美



講演内容の概要

死刑囚として47年7か月も勾留された袴田巖さんや、福井中学生殺害事件で7年間服役した前川彰司さんの再審無罪判決などが追い風となり、冤罪被害者の救済につながる再審法に注目が集まっています。こうしたなか、わが国の再審法の改正が現実味を帯び始めています。再審制度は70年以上一度も改正されていません。今後、どのような改正が行われようとしているのでしょうか。42年前に起きた「日野町事件」の犯人とされた男性が無期懲役囚のまま亡くなった後に、再審開始となった経緯を踏まえて、再審法の問題点やこれからについて、日本弁護士連合会再審法改正推進室長として活躍しておられる鴨志田さんと考えてみましょう。

プロフィール

1962年生まれ。神奈川県出身。早稲田大学法学部卒業後、会社員、主婦（母親）、予備校講師を経て、2002年、40歳で司法試験合格。2004年鹿児島県弁護士会に登録。2021年4月より京都弁護士会に移籍し、Kollect 京都法律事務所に所属。

大崎事件第5次再審弁護団共同代表、日本弁護士連合会再審法改正推進室長（会長特別補佐）として、再審弁護と再審法改正運動に心血を注ぐ。

著書として、「大崎事件と私：アヤ子と祐美の40年」（LABO、2021年）、「見直そう！再審のルール～この国が冤罪と向き合うために」（共編著。現代人文社、2023年）、「再審弁護人のベレー帽日記」（創出版、2025年）、「大崎事件は問いかける～これからの再審のかたち」（かもがわ出版、2025年）など。